

入札説明書

令和7年11月

山梨県教育庁高校教育課

目次

1	公告日.....	1
2	一般競争入札に付する事項.....	1
3	一般競争入札の参加資格	1
4	入札説明書等の交付.....	2
5	入札参加資格の審査.....	2
6	入札参加資格の確認.....	2
7	入札参加資格審査結果の通知	3
8	入札説明会	3
9	質問及び回答.....	3
10	入札および開札の日時	4
11	入札および開札の立ち会い	4
12	入札方法等.....	4
13	無効の入札書	5
14	落札者の決定	6
15	入札保証金及び契約保証金	6
16	契約等に関する事項	6
17	その他	7

◇入札説明書添付資料◇

- 1 入札説明書別紙様式第1号「一般競争入札参加資格確認申請書」
- 2 入札説明書別紙様式第2号「誓約書」
- 3 入札説明書別紙様式第3号「役員名簿」
- 4 入札説明書別紙様式第4号「質問票」
- 5 入札説明書別紙様式第5号「入札書」
- 6 入札説明書別紙様式第6号「委任状」
- 7 入札説明書別紙様式第7号「入札辞退届」
- 8 仕様書
- 9 契約書（案）

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）、本件の委託業務に係る公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の委託業務について、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公告日

令和7年11月4日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | e-ラーニングを活用した教職員向け DX 教育支援委託業務 |
| (2) 仕様等 | 入札説明書および仕様書で定める内容 |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8年2月27日（金） |
| (4) 納入場所 | 山梨県教育庁高校教育課 |

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付期間

この公告の日から令和7年11月13日（木）まで。

(2) 交付方法

山梨県公式ウェブサイトに掲載する。

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒400-8504

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階

山梨県教育庁高校教育課

電話番号 (055) 223-1766

5 入札参加資格の審査

入札参加を希望する者で、3(3)に該当しない者（本県入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者）は、次により山梨県出納局管理課において当該資格の審査を受けなければならない。

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（所在地） 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当 （電話番号） (055) 223-1395

6 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式第1号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。

(1) 申請書の提出期限及び提出場所

この公告の日から令和7年11月14日（金）までに山梨県教育庁高校教育課（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 申請書に次の書類を添付して提出すること。

ア 3(3)を証した書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の三により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

イ 誓約書（別紙様式第2号）

ウ 役員名簿（別紙様式第3号）

エ 会社概要パンフレット

※ 会社の事業内容等概要及び入札参加資格審査結果の通知の郵送先（住所）が記載されているものであること。

オ 事業実績書及び契約書の写し

※ 過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行した実績があり、契約保証金の免除を希望する場合に提出する。

カ 返信用封筒（長形3号）（110円切手を貼付し、封筒に返信先と案件名を記載）

(3) 申請書の提出場所

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県教育庁高校教育課
電話：(055) 223-1766

(4) 提出部数

1部

(5) その他

- ア 提出期限後の申請書等の差し替え、再提出は認めない。
- イ 提出された申請書類等は、県において公表及び無断使用はしない。
- ウ 提出された申請書類等は、返却しない。
- エ 返信用封筒に返信先宛名を記載のうえ、申請等と併せて提出すること。(速達を希望する場合は、その分の切手も貼付すること。)

7 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格確認の結果通知は郵便により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求める場合は、令和7年11月21日(金)午後5時までに山梨県教育委員会教育長宛の書面(様式自由)を6(3)に示す提出場所に持参するものとする。ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
理由は書面により回答する。
- (3) 苦情の申し立て
入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日から起算して10日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。

8 入札説明会

本件調達では、入札説明会を実施しない。

9 質問及び回答

- (1) 受付期間
令和7年11月4日(火)から令和7年11月12日(水)午後5時まで
- (2) 受付方法
質問は質問票(別紙様式第4号)を用いて日本語で作成し、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後は、電話にて山梨県側の受信を確認すること。
電子メール koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp
送付先担当 山梨県教育庁高校教育課
電話番号 (055) 223-1766
- (3) 質問に対する回答
質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、山梨県公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和7年11月14日(金)午後5時とする。

1 0 入札および開札の日時

(日時) 令和 7 年 1 1 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

(場所) 山梨県庁防災新館 3 階 教育委員会室 B (山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号)

1 1 入札および開札の立ち会い

入札および開札の立ち会いについては、代表者またはその代理人をもって行う。なお、代理人が入札および開札に立ち会う場合は、入札者の委任状 (別紙様式第 6 号) を提出すること。

1 2 入札方法等

- (1) 入札者は、本説明書を熟覧のうえ入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書およびこの入札説明書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加に際しては、7 (1) の入札参加資格確認通知書 (写し可) を提示すること。
- (3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。また、代理人が出席する場合は、委任状 (別紙様式第 6 号) の使用印を持参すること。
- (4) 入札にあたっては、入札書 (別紙様式第 5 号) を使用すること。入札書の記入にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。
 - ア 入札金額 (入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入すること。)
 - イ 入札回数
 - ウ 入札年月日
 - エ 入札者本人の住所、氏名 (法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名) 及び押印。 (外国人の場合は署名を含む。以下同じ。)
 - オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名 (法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
 - カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。
- (5) 入札金額は、2 (3) の契約期間において当該委託業務に要する一切の経費を見積もること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 (いわゆる税抜き価格) に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (7) 提出した入札書の引き換え、変更、取り消しをすることはできない。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に係りのある職員 (以下「入札関係職員」という。) が認めた場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (9) 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び (8) 立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (1 0) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (1 1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状 (様式第 6 号) を提出しなければならない。
- (1 2) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。

- (13) 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (14) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (15) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (16) 入札書を郵便で提出する場合は、書留親展により提出すること。封筒は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「令和7年11月25日 eラーニングを活用した教職員向け DX 教育支援委託業務に係る入札書」と朱書すること。また、送付後に電話連絡によって山梨県側の受領を必ず確認すること。
 - (期限) 令和7年11月21日（金）午後5時（必着）まで
 - (送付先) 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県教育庁高校教育課
電話番号 (055) 223-1766
- (17) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。
- (18) 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。
- (19) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を中止する。

1.3 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 業者名、入札金額のない入札書
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。
- (5) 業務名の表示に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書

- (1 1) 開札時に、入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき
- (1 2) 山梨県財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札書
- (1 3) (1) から(1 2) までに掲げるもののほか、本調達に係る公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反した入札書

1 4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席していない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、すみやかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

1 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、その旨の書面を提出すること。

1 6 契約等に関する事項

(1) 契約書の作成に関する事項等

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して7日以内（県の休日を含む。）に契約書の取り交わしをするものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県教育委員会教育長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- ウ イの場合において山梨県教育委員会教育長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- オ 山梨県教育委員会教育長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(2) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 入札者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書が無効となったものは、当該入札に再度参加することはできない。
- (3) 入札書の宛名は、山梨県教育委員会教育長とすること。
- (4) 提出された書類などは、一切返却しない。
- (5) 申請書提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式第7号）を提出すること。
- (6) 落札者が契約締結までの間に、「3 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 本手続きにおける入札参加資格の審査その他手続きに不服がある者は、県「政府調達に関する苦情の処理手続き」により山梨県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）へ苦情の申立てを行うことができる。
- (8) 苦情検討委員会から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行は停止する。また、苦情検討委員会から契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄する。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。